



2014年6月10日

### 「サイバー窃盗」の容疑を巡っての感想を2点…

米国のビル・ゲーツ元国防長官は、米国のドキュメンタリー番組の“HBO History Makers Series”（「HBO 歴史を作った人々シリーズ」）の“[Russian and Chinese Assertiveness Poses New Foreign Policy Challenges](#)”（「ロシア及び中国の強気姿勢が新たな外交上の挑戦を提起する」）の中で、オバマ政権にとって迷惑な、次の驚くべき主張を行っている。

「我々が中国を告発している、米国企業の秘密や技術を盗んでいるという容疑は、新しい話でもなければ、中国だけがやっているわけでもありません。このようにして我々の技術を盗んでいるところがたぶん12ないし15か国あるでしょう。」

「中国に次いで腕が立つのは、たぶんフランスです。しかも彼らは、長いことそれをやっているのです。」

私は、よくビジネスマンの集まりでお話するときにお聞きするのです。『皆さんの中で仕事でパリにいらっしゃる方、何人いらっしゃいますか。』すると、いくつか手が上がります。続いて、『その時、ご自分のラップトップを持参される方、何人いらっしゃいますか。』やはりいくつか手が上がります。続いて、『皆さんの中でディナーにラップトップを持参される方、何人いらっしゃいますか。』今度は、あまり手が上がりません。そこで私は申し上げたのです、フランスの諜報組織は、米国のビジネスマンのホテルの部屋に侵入して、フランスの企業にとって役立つ技術情報ないし競争上の情報がそのラップトップの中にあると思えば、こっそりとダウンロードするというのをもう何年も前からやってきました。」

…自国の企業を競争上有利にするために自国の情報部門を使っていないのは、世界でほとんど私たちだけなのです。」

奥村 準

明治大学国際総合研究所  
客員研究員



東大法学部を卒業し通商産業省（現経済産業省）に入省。通商、エネルギー・環境関係等のポストを歴任し、退任後は、ユーラシアグループの参与、学生情報センターの特別顧問などを務めている。外国の新聞、テレビなどで、日本の政治・経済及び国際関係についてコメンテーターとしてしばしば取り上げられる。

これは、ゲーツ氏が[自分の著書](#)を売るのに役立つかもしれない。しかし、米国が人民軍の将校 5 名を刑事被告人として起訴し、これから本格化するだろう努力、すなわち中国の政府主導のサイバー窃盗に対する何年越しかの戦いに加わるよう同盟国や様子見している国を説得する努力にとって迷惑なことなのも間違いないだろう。米国のそういった努力が功を奏する結果となるかどうかについては、推し量るつもりがない。（それをするには、所要の時間と作業に対する報酬が必要だ。）だが、各位におかれて本件についてこの先考えを巡らしていただくのにあたって関心を持っていただけるかもしれないポイントを 2 点、検討したところだ。

第 1 に、ゲーツ氏の露骨な事案を例にとると、経済的利益を求めるとのサイバー窃盗を行った容疑で人民軍の将校たちを起訴しながらフランスを見逃している米国のふるまいは、偽善的だろうか。いずれと断定するにはあまりにも情報が乏しすぎるのは明らかだが、次のことは言える：米国政府が中国より同盟国をより寛大に扱っていると想定するのはむつかしいことでないが、ゲーツ氏の主張だけに従えば、取扱いの差別化は、法治主義の観点から正当化される、いや、法治主義の要求するところのように見えるの。ここでのフランスによる窃盗がフランス領内で行われたことに注目してほしい。日本の刑法の下では、国外における窃盗は、犯罪者が日本人でない限り罰せられない。では、米国はどうか。ざっと探すと[この国会調査部報告書](#)及び[この FBI 注意喚起](#)が見つかった。前者は、被害者が米国人であること以外に米国とのつながりがない単純な国外窃盗が米国法に基づいて刑事訴追になる可能性が低いことを強く示唆している。（ただし、州法の存在が事情を多少曖昧にしているが。）そして後者は、フランスの行動が明らかに該当する「経済スパイ活動法」では、「米国外で…起きる窃盗」に対して保護されるのは、「(a)犯罪を進めるための行為(が)米国内で行われたか(b)侵害者が米国民または米国の組織である」場合だけであることを明確にしている。これと対照的なのは[エリック・ホルダー米国司法長官の発表](#)によれば、「ピッツバーグの連邦大陪審がペンシルベニア西部その他米国各地の組織のコンピューターに侵入するために 5 名の中国軍将校が相互にまた他の者と共謀したと認定した」ことだ。

刑事訴追を行うには容疑者を特定して証拠を以て犯罪と結びつけないといけないことを別にしても、ゲーツ氏の主張する事実関係の下では、フランスのスパイを訴追するという選択肢はそもそもなかったのだ—少なくとも「法治主義」という言葉に意味がある限りは。

第 2 に、米国がゲーツ氏の主張するほど潔白なのだろうか。実は、日本の多くの通商官僚、外務官僚は、「自国の企業を競争上有利にするために情報部門を使っていないのは、世界でほとんど私たちだけ」なのだという彼の包括的発言に対して異議があるはずだ。米国の交渉担当者たちが日本のカウンターパートに対して強く譲歩を迫っていた通商摩擦の時代には、直接交渉に当たっていた日本の官僚たちは、米国政府がワシントンの日本大使館や滞在中のホテルの部屋を盗聴していると確信していた。彼らは、盗聴の間違いない証拠と思う事象を指摘し、微妙な交信のために広く公衆電話を使った。それは、当時も今も証明できるような話ではないが、その容疑に本気で疑問を持つ当時の交渉担当者を見つけるのは困難なはずだ。また、当時の米国政府が(すぐに思いつくだけでも)繊維、鉄鋼、自動車、電子・電気機器及びコンピューターの各米国産業と密接に協力していたことを考えると、その容

疑が、もし事実だとすれば、「(米) 国の企業を競争上有利にするために(米)国の情報部門を使っている」ことに該当すると判断するのに想像力を働かせる必要は全くない。

政府が経済犯罪グループの首謀者として行動しているという容疑と政府が交渉で有利な立場に立つためにとる行動とが区別されてしかるべきなのは当然だ。とはいえ、中国当局のサイバー窃盗活動(あくまで容疑だが) について圧力をかけるために米国が協力を求めてくる時の同盟国の頭にあるのがスノーデン事件だけでないことを米国政府としては念頭に置いておかなければならない。